

### 平成30年度 慰霊巡拝

厚生労働省は、先の大戦での戦没者の遺族を対象とした慰霊巡拝を行っています。

実施地域での戦没者の遺族(配偶者、子、兄弟姉妹で、原則80歳以下の方) 実施地域はアルタイ地方、ケメロポ州、ノボシビルスク州、ハバロフスク地方、中国東北方、イルクーツク州、沿海地方、東部ニューギニア、北ボルネオ、ビスマーク諸島、硫黄島、ミヤンマー、パラオ諸島、フィリピン ※参加者へ旅費(国内を含む)の一部補助あり

閩福祉政策課(☎231-1723)



## 保険・年金

### 各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

### 介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和28年7月1日以前に生まれた方で、日常生活に必要なため介護保険のサービスを希望する方 介護保険被保険者証、本人確認ができ

る書類 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 介護保険課(☎231-3184)、各総合支所市民生活課

### 65歳以上の方に介護保険料納入通知書を送付します

平成30年度介護保険料納入通知書が特別徴収決定額通知書を、6月中旬から下旬に送付します。 3年ごとの保険料の改定により、平成30年度から平成32年度までの基準月額が、前期の5300円から5500円に改定されました。 詳細は6月に送付する保険料額決定通知書と併せてお知らせします。

普通徴収：6月から毎月(年10回)の納付 ※納期限内の納入をお願いします 特別徴収(年金天引き)：平成30年度年間保険料から4.6月の仮徴収額を除いた額を、8.10.12.2月で分割して天引き 介護保険課(☎231-1138)

### 国民健康保険の「特定健診を受けましょう」

4月1日現在、国民健康保険加入者で40歳～74歳までの方には、受診券を発行しています。 ※今年度中に75歳になる方にも受診券を発行しますが、誕生日以降はこの受診券は無効となりますので注意してください。 ※同じ年度内



に特定健診と人間ドックの両方の受診はできません 平成31年3月25日(月)まで 本人負担額11000円 市内の協力医療機関へ。 ※日時などを事前に確認してください

65歳以上の方の介護保険料の減免申請を ①災害や所得の著しい減少などで保険料の納付が困難な方 ②保険料所得段階が第2・第3段階の方のうち、前年の収入が1人世帯で90万円以下(2人以上の場合、1人世帯の90万円に1人に付き45万円を加算した額以下)で、市民税課税者に扶養されておらず、資産活用してもなお生活が困窮していると認められる方 平成31年4月1日(7月16日以降の申請の場合、申請日以降の納期分が対象) 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 介護保険課(☎231-1138)

65歳以上の方の介護保険料の減免申請を ①災害や所得の著しい減少などで保険料の納付が困難な方 ②保険料所得段階が第2・第3段階の方のうち、前年の収入が1人世帯で90万円以下(2人以上の場合、1人世帯の90万円に1人に付き45万円を加算した額以下)で、市民税課税者に扶養されておらず、資産活用してもなお生活が困窮していると認められる方 平成31年4月1日(7月16日以降の申請の場合、申請日以降の納期分が対象) 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 介護保険課(☎231-1138)

### 国保の無料歯周病健診

市内の歯科医師会加入の医療機関で、20歳以上の国保加入者に対し、無料歯周病健診を行います。 ※年度内1度のみ受診可



### 住宅・建築物の耐震診断や改修費用の一部を補助します



- 住宅診断=15件(先着順) 市内で昭和56年5月31日以前に在来軸組工法、枠組壁工法、伝統工法により着工された階数が3以下の木造一戸建て住宅(昭和56年6月1日以降に増築、耐震改修を行っていない物)=無料で診断
- 住宅改修=4件(先着順) 住宅診断と同じ=上部構造評点1.0未満を1.0以上とする工事費用の一部補助(最大80万円)
- 建築物診断=2件(先着順) 昭和56年5月31日以前に着工した一定規模以上の病院などの建築物、マンション(いずれも昭和56年6月1日以降に増築、耐震改修を行っていない物)=診断費用の一部(最大100万円)
- ※市内の対象住宅・建築物所有者(マンションは管理組合等)
- ※6月1日～12月25日に申請書に必要書類を添えて提出を。 ※申請書は市ホームページからダウンロードするか、住宅政策課まで ※いずれもその他条件あり
- 閩住宅政策課(☎231-1941)

### 行政相談・人権相談・年金相談(6月)

- 行政相談…国の行政機関に関する苦情、要望、意見等 【詳細】山口行政監視行政相談センター (☎083-932-1100)
  - 人権相談…差別、暴行、虐待、セクハラ、パワハラ、いじめ、体罰、名誉侵害等、人権問題全般 【詳細】山口地方法務局 下関支局(☎234-4000)
  - 年金相談…年金に関する事 【詳細】山口県社会保険労務士会 下関支部 (☎083-923-1720)
- 閩生活安全課 市民相談所(☎231-3730)

内容	日	曜	時間	会場
行政相談	11	月	10:00~12:00	菊川町総合福祉会館
	13	水		市役所本庁舎新館5階
	14	木	13:00~16:00	長府公民館
				川中公民館
	19	火		豊浦総合支所
	20	水	10:00~12:00	豊北保健センター
人権相談	22	金		社会福祉協議会豊田支所
	7	木		小月公民館
	11	月	10:00~12:00	勝山公民館
年金相談	20	水		菊川町総合福祉会館
	13	水	13:00~16:00	豊北保健センター

# 6月は外国人労働者問題 啓発月間

●外国人雇用はルールを守って適正に外国人が能力を發揮できる適切な人事管理と就労環境を！



外国人を雇っている事業主の皆さん、以下の項目をチェックしてみましょう！  
▷国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？  
▷労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？  
▷日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？  
▷安易な解雇はしていませんか？  
▷外国人の雇入れ、離職時にハローワークへの雇用状況の届けを出していますか？  
問ハローワーク下関(☎222-4031 32#)、山口県労働局職業対策課(☎083-995-0383)

全国大会、世界大会に出場が優勝した選手・団体に、出場賞賜金、優勝賞賜金を交付する制度を設けています。出場賞賜金の申請は、原則として大会日までです。今年度から対象者が高校生以下、対象大会が全国大会以上となります。※詳しくは市ホームページ、スポーツ振興課へ  
問スポーツ振興課(☎231-2739)



●市民相談所 毎週月・木曜日の午前9時～正午、午後1時～4時  
●12人(先着順) 申相談日の1週間前から直接か電話で。※職員による一般相談は平日の午前9時～午後4時  
問市民相談所(☎231-3730)

●6月1日(金)午前10時～正午 所しものせき市民活動センター、菊川町総合福祉会館、川棚公民館、豊北保健センター、社会福祉協議会、豊田支所 ※詳細は、山口県地方公務局下関支局(☎234-4000)へ  
●個人権・男女共同参画課 (☎222-0827)

## 弁護士無料法律相談



# 相談

●6月11日～23日 問国民健康保険証 市内内の協力医療機関へ。  
●保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

●6月15日(金)午後1時～4時 問6人(先着順)  
●6月1日～15日に、電話で菊川総合支所(☎287-4009)へ。

## ご存知ですか 特設人権相談所

●6月18日(月)午前10時～午後3時 問市役所本庁舎新館1階エントランス ※詳細は、総務省山口行政監視行政相談センター(☎083-922-1591)へ  
●市民相談所(☎231-3730)



## 「特設行政相談所」の 一日行政相談会

# お知らせ

## 地籍調査に理解と協力を

地籍調査を実施します。土地所有者などの関係者には、事前に地元説明会の案内と現地立会の通知を送付します。  
▽調査地区 彦島緑町  
問都市計画課(☎231-1298)

## 出生記念樹の申し込みを

出生時に下関市民として住民登録をした平成30年4月1日以前の新生児 問6月30日(土)必着までに、出生届提出の際に受け取った専用はがきで申し込みを。  
問公園緑地課(☎231-1933)

## 全国大会等に出場した選手への 賞賜金制度

# 後期高齢者医療 歯科健康診査

問昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方が平成29年度に障害認定により新たに加入した方 問▷健診項目=□の中の状態、かむ力、舌の動き、飲み込む力の確認 ▷受診期間=6月1日～平成31年1月31日 ▷受診機関=市内の各歯科医療機関(受診券送付時に一覧表を同封) ※対象者には受診券を送付。受診券を紛失した場合は被保険者証を持参し、保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所にて受診券の再交付申請を 問歯科健康診査受診券、質問票、後期高齢者医療被保険者証 ※詳細は、山口県後期高齢者医療広域連合業務課保健事業推進係(☎083-921-7112)へ  
問保険年金課(☎231-1306)

# 空き家の悩み サポートします



## 危険空き家の解体に補助金を交付します

補助金の交付対象は、一定以上の危険度があると判定された空き家で、募集期間中で危険度の高い順に選定します。※交付は予算の範囲内  
問危険空き家の所有者など 問解体補助金=1件につき補助対象経費の2分の1以内で40万円を限度(25件程度を予定) 問6月1日～29日に、申請書に必要書類を添えて提出を。※申請書は市ホームページからダウンロードするか、住宅政策課まで

## 空き家居住促進改修に補助金を交付します

問市内の空き家住宅等に居住予定の方が空き家住宅を売却予定の方など 問省エネ化・バリアフリー化対応改修助成 ▷対象住宅=市内に昭和56年6月1日以降に着工された1戸建ての住宅かマンション各戸など ▷対象工事=市が指定する改修工事(窓断熱改修、手すり設置など)を行う工事 ▷補助額=最大60万円(中心市街地は最大80万円) 問6月1日～12月25日に申請書に必要書類を添えて提出を。※申請書は市ホームページからダウンロードするか、住宅政策課まで ※その他諸条件あり ※先着順・予算がなくなり次第終了  
問問住宅政策課(☎231-1941)